

資料14-1(共通)	令和3年3月24日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

## 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算について

「福祉・介護職員処遇改善（特別）加算（以下「処遇改善加算」という。）」は、平成23年度まで実施されていた福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金による賃金改善の効果を継続する観点から、平成24年度から当該助成金を円滑に障害福祉サービス等報酬に移行し、当該助成金の対象であった障害福祉サービス等に従事する福祉・介護職員の賃金改善に充当されることを目的に創設されました。

また、福祉・介護職員処遇改善特別加算（以下、「特別加算」という）は、障害福祉サービス等の特性を踏まえ、処遇改善加算の要件を緩和した一定額の加算であり、助成金の対象とされていなかった障害福祉サービス事業者等の福祉・介護職員等の処遇改善をより一層推し進めることを目的に創設されました。

特別加算については、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止されることになりました。その際、令和3年3月31日時点で当該加算を算定している障害福祉サービス事業所等については、令和4年3月31日まで従前の算定を可能とする経過措置が設けられています。

なお、処遇改善加算と特別加算は、いずれかを選択するものとし、併算定することはできません。詳細については、必ず厚生労働省の通知及びQ&Aをご確認ください。

※福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、別でまとめていますので、そちらをご覧ください。

### （1）対象となるサービス

就労定着支援、自立生活援助、地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域生活支援事業（移動支援、訪問入浴、日中一時）は**算定対象外**。

### （2）対象となる職種

ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

### （3）処遇改善加算の仕組み

サービス別1月当たり報酬総額（処遇改善加算等を除く）×サービス別加算率×賃金改善実施期間

※サービス別の加算率については、表1を参照。

### （4）賃金改善の考え方

障害福祉サービス事業者等は、処遇改善加算等の算定額に相当する職員の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。）を含む。）の改善を実施しなければならない。

賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。この場合、原則特定した賃金項目を含め、賃金水準を低下させてはならない。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。

表 1

サービス区分	福祉・介護職員処遇改善加算					福祉・介護職員処遇改善特別加算 (※)	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	
	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率						配置等要件に応じた加算率	
	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)に該当(ア)	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)に該当(イ)	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)に該当(ウ)	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)に該当(エ)(※)	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)に該当(オ)(※)		福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)に該当(区分なし含む)	福祉・介護職員等特定処遇改善加算に該当(Ⅱ)
居宅介護	27.4%	20.0%	11.1%	(ウ)により算出した単位(一単位未満の端数四捨五入)×0.9	(ウ)により算出した単位(一単位未満の端数四捨五入)×0.8	4.1%	7.0%	5.5%
重度訪問介護	20.0%	14.6%	8.1%			2.6%	7.0%	5.5%
同行援護	27.4%	20.0%	11.1%			4.1%	7.0%	5.5%
行動援護	23.9%	17.5%	9.7%			3.4%	7.0%	5.5%
重度障害者等包括支援	8.9%	6.5%	3.6%			0.3%	6.1%	
生活介護	4.4%	3.2%	1.8%			0.6%	1.4%	1.3%
施設入所支援	8.6%	6.3%	3.5%			0.9%	2.1%	
短期入所	8.6%	6.3%	3.5%			0.9%	2.1%	
療養介護	6.4%	4.7%	2.6%			0.5%	2.1%	1.9%
自立訓練(機能訓練)	6.7%	4.9%	2.7%			0.8%	4.0%	3.6%
自立訓練(生活訓練)	6.7%	4.9%	2.7%			0.8%	4.0%	3.6%
就労移行支援	6.4%	4.7%	2.6%			0.9%	1.7%	1.5%
就労継続支援A型	5.7%	4.1%	2.3%			0.7%	1.7%	1.5%
就労継続支援B型	5.4%	4.0%	2.2%			0.7%	1.7%	1.5%
共同生活援助(指定共同生活援助)	8.6%	6.3%	3.5%			1.0%	1.9%	1.6%
共同生活援助(日中サービス支援型)	8.6%	6.3%	3.5%			1.0%	1.9%	1.6%
共同生活援助(外部サービス利用型)	15.0%	11.0%	6.1%			2.3%	1.9%	1.6%
児童発達支援	8.1%	5.9%	3.3%			1.0%	1.3%	1.0%
医療型児童発達支援	12.6%	9.2%	5.1%			2.0%	1.3%	1.0%
放課後等デイサービス	8.4%	6.1%	3.4%			1.1%	1.3%	1.0%
居宅訪問型児童発達支援	8.1%	5.9%	3.3%			1.1%	1.1%	
保育所等訪問支援	8.1%	5.9%	3.3%			1.1%	1.1%	
福祉型障害児入所施設	9.9%	7.2%	4.0%			0.8%	4.3%	3.9%
医療型障害児入所施設	7.9%	5.8%	3.2%			0.5%	4.3%	3.9%
障害者支援施設が行う生活介護	6.1%	4.4%	2.5%			0.6%	1.7%	
障害者支援施設が行う自立訓練(機能訓練)	6.8%	5.0%	2.8%			0.8%	2.6%	
障害者支援施設が行う自立訓練(生活訓練)	6.8%	5.0%	2.8%			0.8%	2.6%	
障害者支援施設が行う就労移行支援	6.7%	4.9%	2.7%			0.9%	1.8%	
障害者支援施設が行う就労継続支援A型	6.5%	4.7%	2.6%	0.7%	1.8%			
障害者支援施設が行う就労継続支援B型	6.4%	4.7%	2.6%	0.7%	1.8%			

(5) 算定の要件

要件	要件の内容	I	II	III	IV	V
キャリアパス 要件 I	次のイ、ロ及びハの全てに適合すること。	○	○	△ 1	△ 2	—
	イ 福祉・介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容に応じた任用等の要件を定めていること。 ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容に応じた賃金体系について定めていること。 ハ イ及びロの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。					
キャリアパス 要件 II	次のイ及びロの全てに適合すること。	○	○	△ 1	△ 2	—
	イ 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び一又は二に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 一 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行うこと。 二 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。 ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。					
キャリアパス 要件 III	次のイ及びロの全てに適合すること。 イ 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次の一から三までのいずれかに該当する仕組みであること。 一 経験に応じて昇給する仕組み「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること 二 資格等に応じて昇給する仕組み「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応	○	—	—	—	—

	<p>じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。</p> <p>三 一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。</p> <p>ロ イの内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p>					
職場環境等要件	<p>処遇改善加算を算定する年度に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容（別紙1表5参照）を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>ただし、前年度から継続して処遇改善加算を算定する事業所において、当該年度に実施できない合理的な理由がある場合は、例外的に前年度の取組実績をもって、要件を充たすものとして認めても差し支えないこととする。</p>	○	○	○	△2	—

処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）は令和3年3月31日をもって廃止済。

令和3年3月31日時点で当該加算を算定している障害福祉サービス事業所等については、令和4年3月31日まで従前の算定を可能とする経過措置を設ける。

※△1・・・キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たすこと。

※△2・・・キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれかの要件を満たすこと。

(6) 配分方法

(2) 福祉・介護職員処遇改善加算(特定加算も併せて)			
① 算定する処遇改善加算の区分	※ 別紙様式	④は③の金額を上回る こと。同額も不可。	
② 処遇改善加算の算定対象月			
③ 令和 2 年度処遇改善加算の見込額		63,359,028	円
④ 賃金改善の見込額(i-ii)	(右欄の額は③欄の額を上回ること)	75,000,000	円
i) 処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額) (経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の総額)		343,000,000	円
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)		268,000,000	円
(ア)前年度の経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の賃金の総額		338,500,000	円
(イ)前年度の処遇改善加算の総額		54,500,000	円
(ウ)前年度の特定加算の総額(その他の職種(C)に支給された額を除く)		16,000,000	円
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額			円
⑤ 賃金改善実施期間	令和 2 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月		

《参考資料》

- ・福祉・介護職員改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の掲示について（令和2年3月6日障障発 0306 第1号・厚生労働省通知）
- ・2019年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（Vol. 4）（令和2年3月31日）
- ・平成29年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成29年3月30日）
- ・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A Vol.2（平成27年4月30日）
- ・平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A Vol.2（平成24年8月31日）